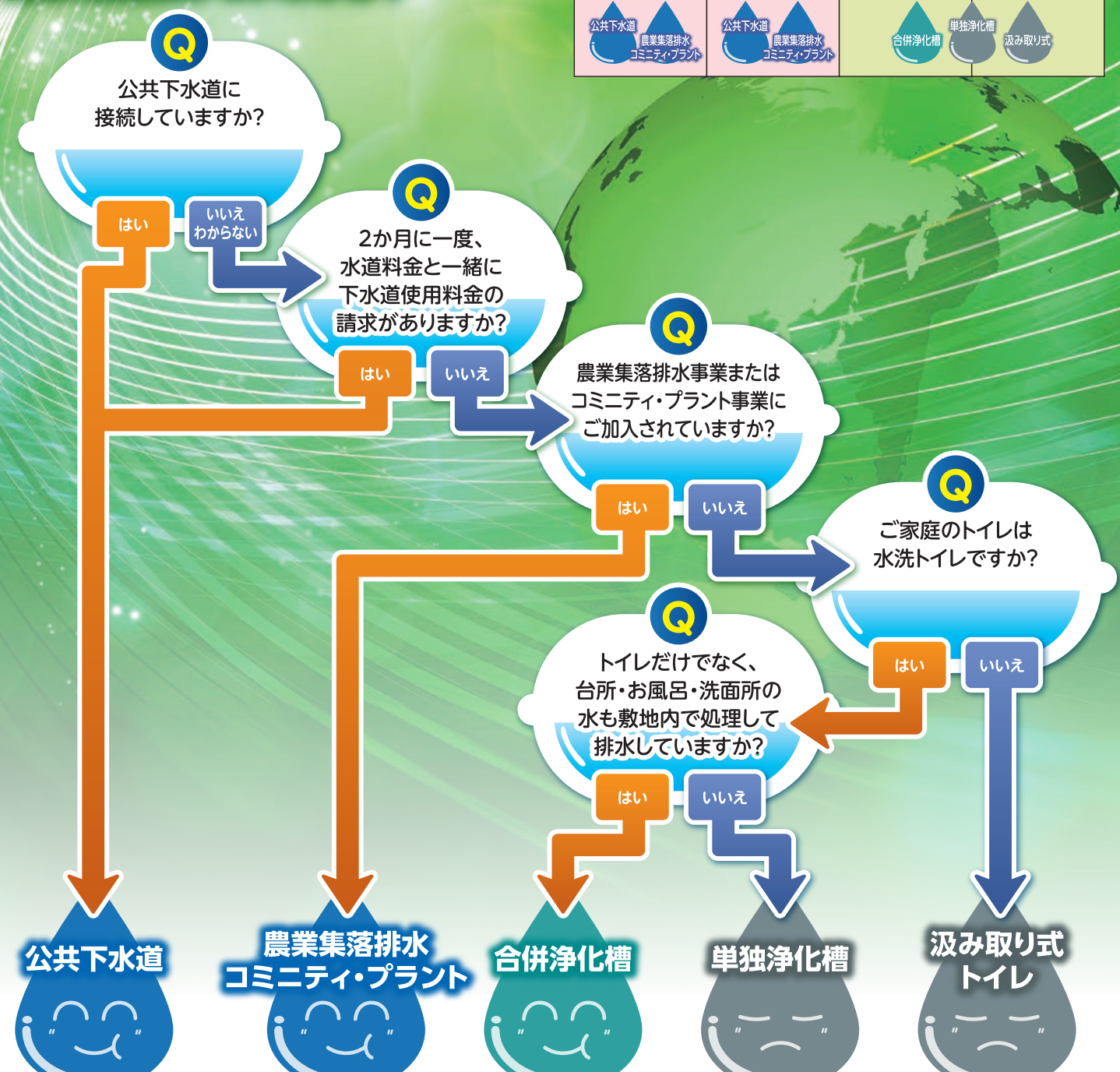


きれいな水を次世代へ

あなたの家ではどのような方法で、排水を処理していますか？



1

生活で使った水をきれいにして川や海へ…

下水道について



2

合併浄化槽

単独浄化槽

汲み取り式トイレ

下水道が整備されたら接続を!!

下水道供用開始区域内(裏面図の「青色範囲」)の方は、下水道法で公共下水道へ接続することが義務付けられています。



下水道供用開始区域内で未接続の方については、すみやかに接続して下さい

接続工事については、四日市市指定の排水設備工事業者にご依頼ください。該当する工事業者の一覧は右の二次元コードよりご覧いただけます。



下水道工事を予定している区域(裏面図の「黄色範囲」)の方へ

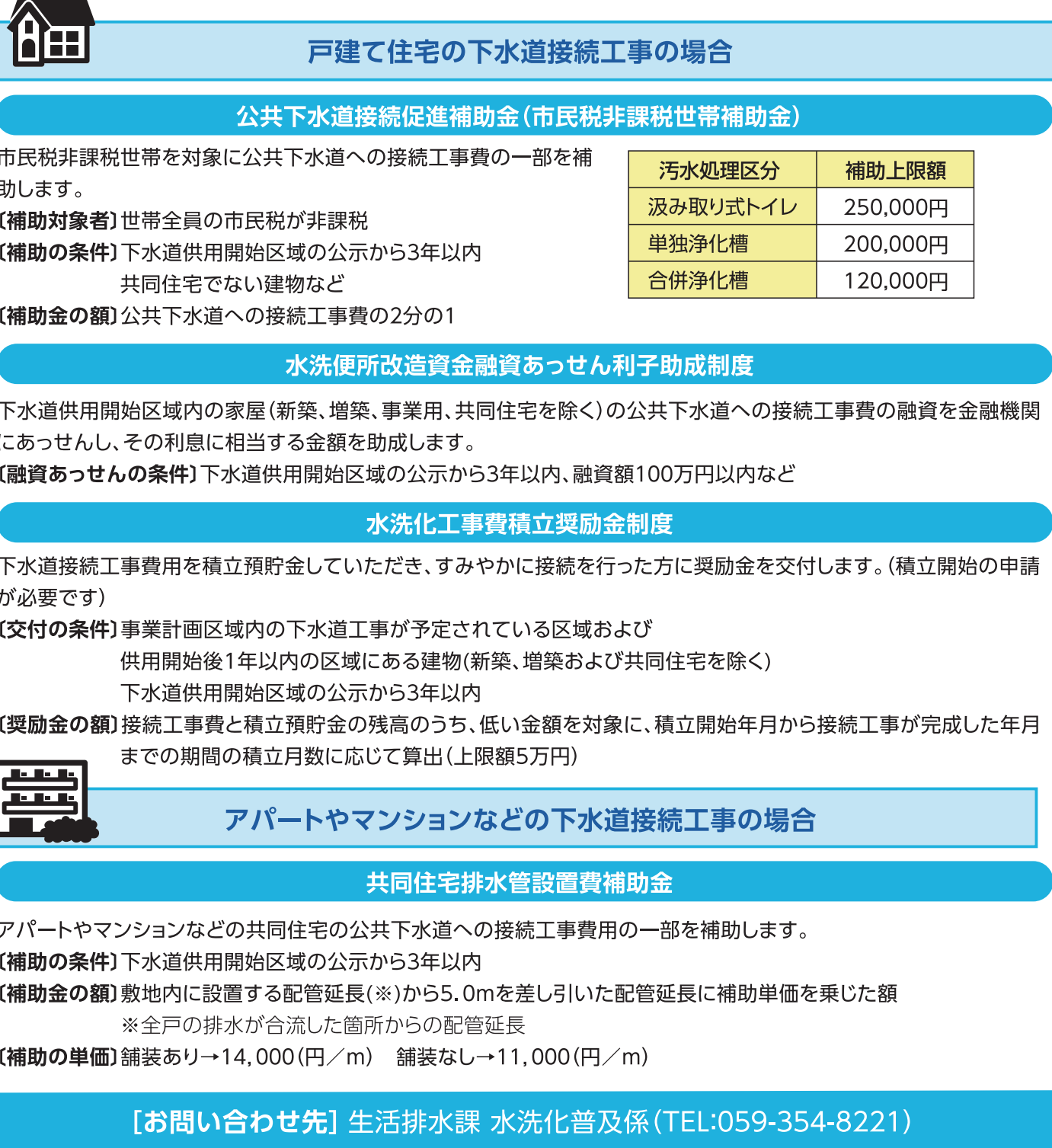
水洗化工事をすみやかに進めるよう、接続工事に必要な費用を事前にご準備ください。

下水道法を順守していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

5

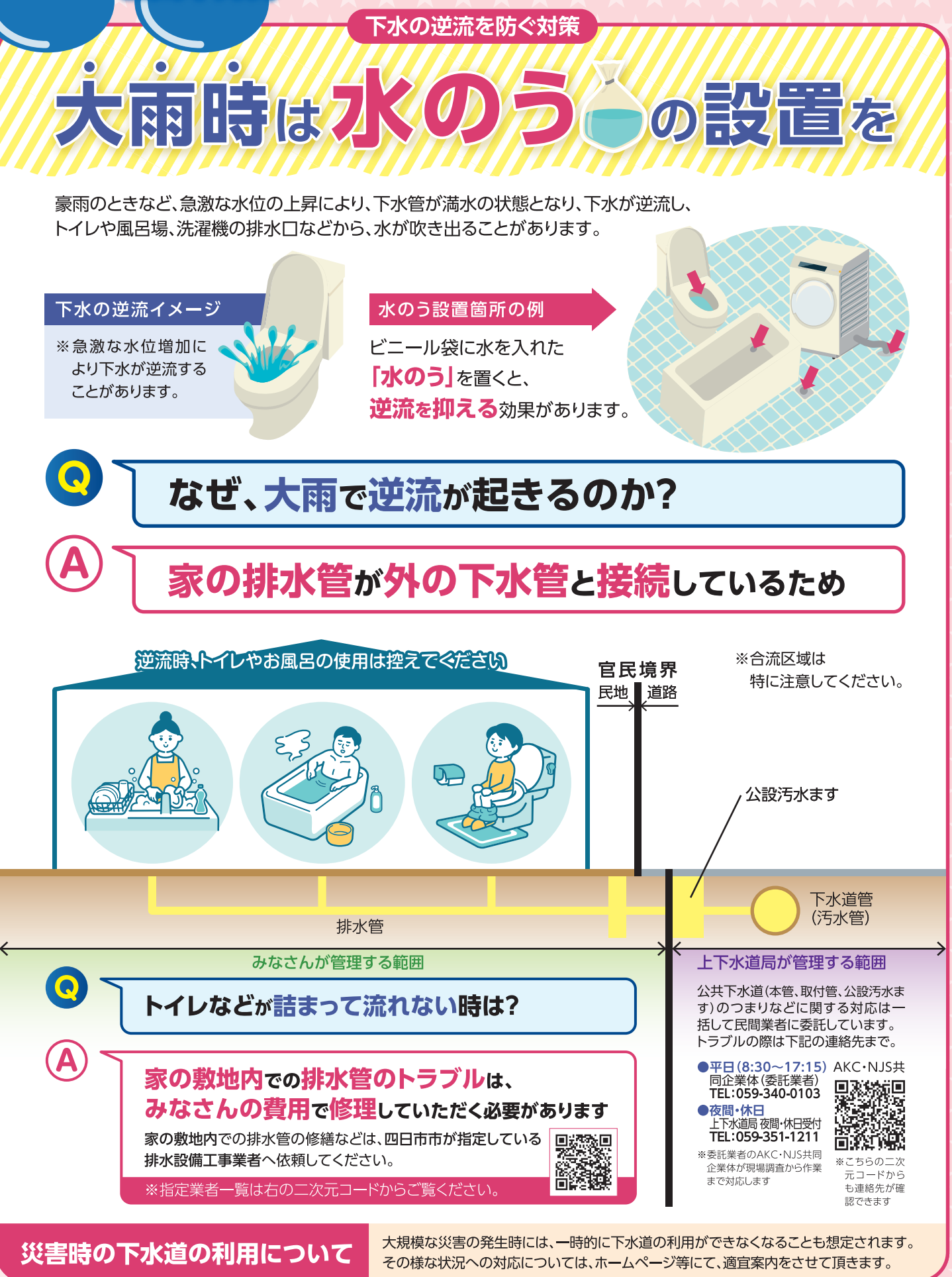
公共下水道接続への補助制度のご案内

公共下水道への接続にあたっては、さまざまな補助制度をご用意していますので、ご活用いただき、公共下水道への早期接続にご協力ください。
※事前に申請を行う必要があるため、必ず接続工事着手前に生活排水課へご相談ください。



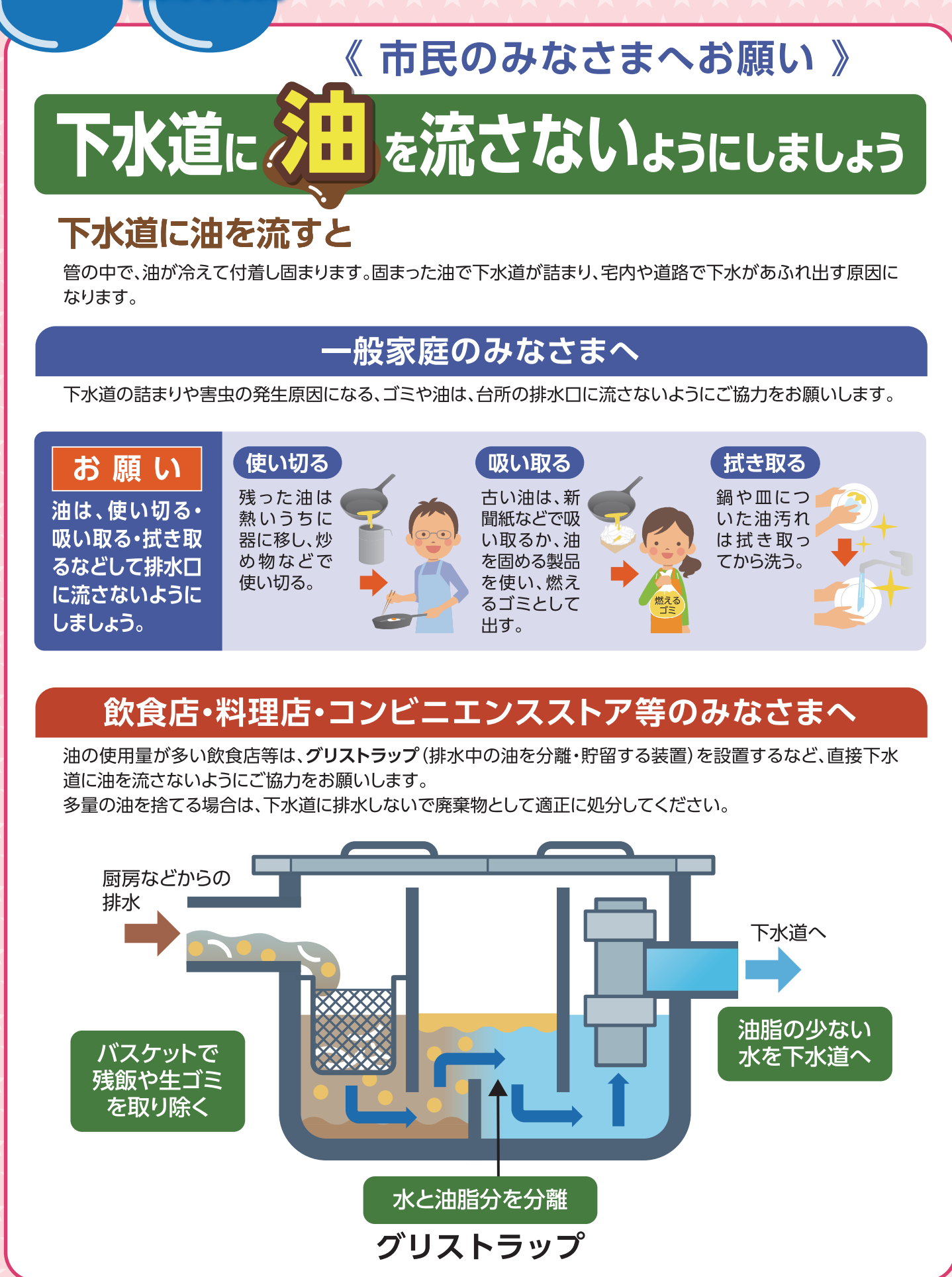
6

災害時の下水道について



3

下水道の施設を大切に使いましょう



4

生活で使っている水を浄化槽できれいな水に



7

合併浄化槽の設置、維持管理への補助制度のご案内

合併浄化槽設置補助金

住宅に新しく合併浄化槽を設置される方への補助制度です。
※事前に申請を行う必要があるため、浄化槽の設置工事を行う前に必ず生活排水課へご相談ください。

	新築補助額 (新築・改築・増築)	転換補助額 (単独浄化槽または汲み取り式トイレからの転換)	高齢者の非課税世帯
5人槽	180,000円	570,000円	627,000円
6～7人槽	231,000円	672,000円	739,000円
8～50人槽	292,000円	795,000円	874,000円

高齢者(65歳以上)のみでお住まいで、かつ、市民税非課税世帯の方へ

世帯全員の住民票および課税証明書などの提出が必要
なため、ご利用の際は生活排水課へご相談ください。

合併浄化槽維持管理補助金

住宅の合併浄化槽を適正に維持管理されている方への補助制度です。
(一財)三重県水質検査センターによる法定検査(第11条)の結果が「適正」または「おおむね適正」となった合併浄化槽を使用中の方への補助制度です。

- ※1 単独浄化槽は対象外
- ※2 下水道供用開始区域内は対象外
- ※3 法定検査(第7条)は対象外
- ※4 上記以外にも条件がありますので詳細についてはご相談ください

	補助額
5～6人槽	16,000円
7～9人槽	18,000円
10～50人槽	22,000円



【お問い合わせ先】生活排水課 浄化槽指導係(TEL:059-354-8402)

8